

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

4 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

令和 3 年 4 月 2 2 日

令和3年(2021年)4月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第65号	那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャーがんじゅう課	1
議案第66号	令和3年度那覇市一般会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度那覇市一般会計補正予算(第1号))	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	企画財務部 財政課	5
議案第68号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)	総務委員会	企画財務部 納税課	15
議案第69号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定)	総務委員会	企画財務部 納税課	53
議案第70号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定)	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	59
報告第21号	専決処分の報告について(那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	65
報告第22号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども教育保育課	69
報告第23号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	71
報告第24号	専決処分の報告について(損害賠償請求調停事件)	教育福祉委員会	学校教育部 学校教育課	73

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率の算定に関する基準について見直し等を行うため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) [略] (6) 次のいずれかに該当する者 92,424円 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項において</u>同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (7)～(14) [略] 2 [略] 付 則	(保険料率) 第6条 [略] (1)～(5) [略] (6) [略] ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ [略] (7)～(14) [略] 2 [略] 付 則 <u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u>

	第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号))

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯へ特別給付を行うこととなり、このうち、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）については、早急に補正予算の必要が生じたが、当該給付金の性質上、早期の事業執行体制を整える必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をしたので、その承認を求めるため、この議案を提出する。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 2 日

那覇市長 城 間 幹 子

件 名 令和 3 年度 那覇市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年 度
那 覇 市 一 般 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 437,775 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 161,454,775 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 2 日

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 48,275,440	千円 437,775	千円 48,713,215
	2 国庫補助金	9,811,969	437,775	10,249,744
歳 入	合 計	161,017,000	437,775	161,454,775

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 83,490,134	千円 437,775	千円 83,927,909
	2 児童福祉費	30,336,878	437,775	30,774,653
歳 出	合 計	161,017,000	437,775	161,454,775

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	千円 48,275,440	千円 437,775	千円 48,713,215
	歳入合計	161,017,000	437,775	161,454,775

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					一 般 財 源
				特 定		財 源		そ の 他	
				国 県 支 出	金 地	方 債			
3 民生費	千円 83,490,134	千円 437,775	千円 83,927,909	千円 437,775		千円		千円	千円 0
歳 出 合 計	161,017,000	437,775	161,454,775	437,775					0

2 歳 入
第 1 5 款 国庫支出金
第 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	千円 1,758,488	千円 437,775	千円 2,196,263	2 児童福祉費補助金	千円 437,775	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯分）事業費分 431,600 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯分）事務費分 6,175
計	9,811,969	437,775	10,249,744	—	—	—

3 歳 出 民 生 費
第 3 款 第 2 項 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				特定地方債		財源				一般財源
				特 国県支出金	他 の他					
3 母子福祉費	千円 2,962,260	千円 437,775	千円 3,400,035	千円 437,775	千円	千円	3 職員手当等	千円 1,142	子育て応援課 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 437,775 千円	
							時間外勤務手当等	1,142		
							10 需用費	175		
							消耗品費	21		
							印刷製本費	154		
							11 役務費	1,709		
							通信運搬費	462		
							手数料	1,247		
							12 委託料	3,149		
							18 負担金、補助及び交付金	431,600		
計	30,336,878	437,775	30,774,653	437,775						

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那覇市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、令和 3 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市税条例等の一部を改正する条例

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 [略] 2～3 [略] 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。 5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 [略] 2～3 [略] 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 [略] (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収す	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 [略] 2～3 [略] 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 [略] 2～3 [略] 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 [略] (特別徴収税額) 第53条の8 [略]

べき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

（退職所得申告書）

第53条の9 [略]

2 [略]

（環境性能割の税率）

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

（退職所得申告書）

第53条の9 [略]

2 [略]

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の	第81条の4 [略] (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の
---	---

条例で定める割合は、3分の2とする。 12 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 13 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 24 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 25～26 [略] (土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)	条例で定める割合は、3分の2とする。 12 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 13 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24～25 [略] (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)
---	---

第7条 [略]

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定

第7条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受

の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ

ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法

律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資

律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資

産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（付則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第11条の2の2 [略]

- 2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する

産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（付則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第11条の2の2 [略]

- 2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項におい

場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガ

て準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3～4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガ

ソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 [略]

ソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 [略]

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣

の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略] (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第21条 [略]	の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略] (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第21条 [略] <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。 [第48条の改正規定 別記] [第50条の改正規定 別記] [第52条の改正規定 別記] [付則第1条の3の改正規定 別記] [備考 別記]	第3条 [略] [第48条の改正規定 別記] [第50条の改正規定 別記] [第52条の改正規定 別記] [付則第1条の3の改正規定 別記] [備考 別記]
備考 下線の有無にかかわらず、改正前の欄中改正規定及び備考の規定の全部を、それぞれ対応する改正後の欄中改正規定及び備考の規定に改める。	

[改正前 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項に規定する申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項に規定する申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条

第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項にお

第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項)の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減

いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子

額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。))の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。))を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。))を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

9 法第321条の8第52項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。))を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。))を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項の納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出

又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

[改正後 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。))を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。))が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第4

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。))を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項に規定する申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項に規定する申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。))が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、

8条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がそ

控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限

の提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が

前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書が

その提出期限前に提出されたときは、
当該修正申告書の提出期限)までの期
間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により
法人税に係る申告書を提出する義務があ
る法人で同法第81条の24第1項の規定の
適用を受けているものが、同条第4項の規
定の適用を受ける場合には、当該法人及
び当該法人との間に連結完全支配関係
(同法第2条第12号の7の7に規定する連結
完全支配関係をいう。第50条第3項及び第
52条第4項において同じ。)がある連結子
法人(同法第2条第12号の7に規定する連
結子法人をいう。第50条第3項及び第52
条第4項において同じ。)(連結申告法人
(同法第2条第16号に規定する連結申告法
人をいう。第52条第4項において同じ。)
に限る。)については、同法第81条の24
第4項の規定の適用に係る当該申告書に
係る連結法人税額(法第321条の8第4項に
規定する連結法人税額をいう。以下この
項及び第52条第4項において同じ。)の課
税標準の算定期間(当該法人の連結事業
年度に該当する期間に限る。第52条第4
項において同じ。)に限り、当該連結法人
税額に係る個別帰属法人税額を課税標準
として算定した法人税割額及びこれと併
せて納付すべき均等割額については、当
該連結法人税額について法人税法第81条
の24第1項の規定の適用がないものとみ
なして、第18条の2の規定を適用すること
ができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法
人である内国法人は、第1項の規定により、
納税申告書により行うこととされて
いる法人の市民税の申告については、同
項の規定にかかわらず、同条第42項及び
施行規則で定めるところにより、納税申
告書に記載すべきものとされている事項
(次項及び第12項において「申告書記載事

その提出期限前に提出されたときは、
当該修正申告書の提出期限)までの期
間

8 [略]

9 法第321条の8第60項の特定法人である
内国法人は、第1項の規定により、納税申
告書により行うこととされている法人の
市民税の申告については、同項の規定に
にかかわらず、同条第60項及び施行規則で
定めるところにより、納税申告書に記載
すべきものとされている事項(次項及び
第11項において「申告書記載事項」とい

項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな

う。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項の納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな

なければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

なければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

[改正前 別記]

[第50条の改正規定]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(同条第35項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」と

3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)

いう。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

[改正後 別記]

[第50条の改正規定]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(同条第35項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)

出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。))があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。))は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。))については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき

の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。))があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。))は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。))については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民

市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) [略]

[改正前 別記]

[第52条の改正規定]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2～3 [略]

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 [略]

2～3 [略]

の2第3項に規定する市民税にあつては、
第1号に掲げる期間に限る。)」とあるの
は、「当該当初申告書の提出により納付
すべき税額の納付があつた日(その日が
第52条第4項の連結法人税額の課税標準
の算定期間の末日の翌日以後2月を経過
した日より前である場合には、同日)から
第52条第4項の申告書の提出期限までの
期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額
について準用する。この場合において、
同条第4項中「前項の規定にかかわらず、
次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為
により市民税を免れた法人についてされ
た当該増額更正により納付すべき市民税
又は令第48条の15の5第4項に規定する市
民税にあつては、第1号に掲げる期間に限
る。)」とあるのは、「当該当初申告書の
提出により納付すべき税額の納付があつ
た日(その日が第52条第4項の連結法人税
額の課税標準の算定期間の末日の翌日以
後2月を経過した日より前である場合に
は、同日)から同条第4項の申告書の提出
期限までの期間」と読み替えるものとす
る。

[改正後 別記]

[第52条の改正規定]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場
合の延滞金)

第52条 [略]

2 [略]

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額
について準用する。この場合において、
同条第4項中「前項の規定にかかわらず、
次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為
により市民税を免れた法人についてされ
た当該増額更正により納付すべき市民税
又は令第48条の15の5第4項に規定する市
民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

(法人の市民税に係る納期限の延長の場
合の延滞金)

第52条 [略]

2 [略]

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額
について準用する。この場合において、
同条第4項中「前項の規定にかかわらず、
次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為
により市民税を免れた法人についてされ
た当該増額更正により納付すべき市民税
又は令第48条の15の4第4項に規定する市
民税にあつては、第1号に掲げる期間に限

る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過

る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

[改正前 別記]

[付則第1条の3の改正規定]

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当

出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

[改正後 別記]

[付則第1条の3の改正規定]

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告

する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの休日の翌日)をいう。

書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの休日の翌日)をいう。

[改正前 別記]

[備考]

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正後 別記]

[備考]

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の那覇市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引によ

り引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和3年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 3 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正
する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 (情報通信産業振興地域における課税免除) 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、こ	(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 (情報通信産業振興地域における課税免除) 第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、こ

れを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において

れを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において

「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖縄法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖縄法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖縄法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号若しくは第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合

「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖縄法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖縄法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖縄法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術

計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。	<u>活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置（特定高度情報通信技術活用システムにあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）</u>で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例等の一部を改正する条例制定)

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年4月22日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正
する省令が令和3年3月23日に公布されたことに伴い、那覇市指定通所支援の
事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する必
要が生じたが、令和3年4月1日施行のため急を要し、議会を招集する時間的
余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 [略] 第8条 [略] 2～6 [略] 7 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 8 [略] (従業者の員数) 第80条 [略] 2～4 [略] 5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 [略] (従業者の員数に関する特例) 第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80	(従業者の員数) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 [略] 第8条 [略] 2～6 [略] 7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 8 [略] (従業者の員数) 第80条 [略] 2～4 [略] 5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 [略] (従業者の員数に関する特例) 第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80

条第1項、第2項及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」

条第1項から第3項まで及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デ

と、第92条第1項中「事業所(以下「指定 居宅訪問型児童発達支援事業所」とい う。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 第100条第1項中「事業所(以下「指定保育 所等訪問支援事業所」という。)」とある のは「多機能型事業所」とする。	<u>イサービス</u> 」とあるのは「 <u>指定通所支援</u> と、第92条第1項中「事業所(以下「指定 居宅訪問型児童発達支援事業所」とい う。)」とあるのは「多機能型事業所」と、 第100条第1項中「事業所(以下「指定保育 所等訪問支援事業所」という。)」とある のは「多機能型事業所」とする。
2 [略]	2 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置) 14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス支援</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。	付 則 (旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置) 14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

(那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(那覇市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)</u>に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。 2～3 [略]	付 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理	付 則 (新型コロナウイルス感染症の影響を理

由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。</u>	由とする減免の申請の特例) 15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)</u>の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和3年3月31日」とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 24 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 南風原町字照屋在住 |
| | 賠 償 額 | 391,400 円 |

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 23 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築))(令和2年9月28日同意)

工 事 名 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築)

契約の相手方

請負者 那覇市壺川2丁目13番26号
株式会社 丸元建設
代表取締役社長 糸数 幸恵

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 658,350,000 円
変更する金額 666,642,900 円

専決処分の報告について（損害賠償請求調停事件）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、訴訟物の価格が 100 万円以下の調停について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 17 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 損害賠償請求調停事件

2 調停の申立人 那覇市在住

3 調停事項

(1) 那覇市は、申立人に対し、解決金として、750,000 円を支払う。

(2) 那覇市立中学校に雇用されていた教諭の言動を契機として、申立人が登校できなくなった事実を重く受け止め、今後那覇市が行う教育行政の在り方について絶えず自己点検し、児童・生徒一人一人の人格を尊重した適切な学校教育を行うため最大限の努力を行うことを約束する。

(3) 申立人と那覇市の間には、本件に関し、本調停事項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は各自の負担とする。

